

○議会改革推進特別委員会小委員会及び分科会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、久慈市議会会議規則（平成18年久慈市議会規則第1号）第68条の規定に基づいて議会改革推進特別委員会（以下「特別委員会」という。）に設置する小委員会（以下「幹事会」という）及び分科会（以下「専門部会」という）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(幹事会の所掌)

第2条 幹事会は、次の事項を所掌する。

- (1) 特別委員会及び専門部会の運営方法の検討に関すること。
- (2) 専門部会間の連絡調整に関すること。
- (3) その他特別委員会の委員長が必要と認める事項に関すること。

(幹事会の組織等)

第3条 幹事会は、幹事8人で組織し、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 特別委員会の委員長
- (2) 特別委員会の副委員長
- (3) 専門部会の部会長3人
- (4) 専門部会の副部会長3人

2 幹事会の幹事長及び副幹事長は、特別委員会の委員長及び副委員長がなるものとする。

(幹事会の会議)

第4条 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第5条 専門部会は、次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に掲げる事項の推進を図る。

- (1) 条例策定専門部会
 - ア 議会基本条例の策定に関する事項
 - イ その他議会改革に関する事項
- (2) 広報広聴専門部会

ア 広報広聴の充実に関する事項

(3) 定数報酬等研究部会

ア 議員定数及び議員報酬等に関する事項

- 2 専門部会は、1 専門部会につき委員 7 人以上で組織する。
- 3 専門部会ごとに部会長及び副部会長各 1 人を置き、部会長及び副部会長は、委員の互選とする。
- 4 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 専門部会は、必要があると認めるときは、専門部会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(任期)

第 6 条 幹事会及び専門部会の委員の任期は、特別委員会の設置期間と同一の期間とする。

(報告)

第 7 条 専門部会の部会長は、専門部会における調査及び検討の経過及び結果を特別委員会に報告しなければならない。

(会議録の取扱い)

第 8 条 幹事会及び専門部会の会議録は、要点記録とし、公開とする。

- 2 専門部会の会議録については、記録者が会議要点録を作成し、会議終了後、会議要点録を事務局に提出し、事務局は、これを電子データ化するとともに、全委員に配布する。
- 3 専門部会の記録者は、部会長を除く委員で会議ごとに交代する。

(資料作成)

第 9 条 専門部会における資料については、委員が自ら作成することを原則とする。

(委任)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、特別委員会の委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 1 月 10 日から施行する。